

平成29年 2月27日
国土交通省中部地方整備局
木曽川下流河川事務所

木曽三川下流部で初の 『河川協力団体』を指定！

～ 指定証授与式を開催します！ ～

木曽川下流河川事務所では、管理する木曽川、揖斐川及び長良川(下流部)において、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援する河川協力団体の募集を行いました。

その結果、木曽三川下流部において毎月2回の定期清掃活動が300回を超えるなど、河川管理に多大な貢献をしてくださっている「特定非営利活動法人木曽三川ごみの会」より応募いただき審査した結果、河川協力団体として指定します。

なお、河川協力団体へは、木曽川下流河川事務所長から「河川協力団体指定証」の授与を行います。

1. 日 時： 平成29年3月2日（木）10：00～
2. 場 所： 桑名市大字福島465
木曽川下流河川事務所 1F 会議室
3. 指定団体名： 特定非営利活動法人 木曽三川ごみの会
4. 添付資料： 別紙1「特定非営利活動法人 木曽三川ごみの会」について
別紙2 河川協力団体制度の創設
5. 配布先： 桑名市政記者クラブ、津島記者会、大垣市政・経済記者クラブ
6. 問い合わせ先： 国土交通省中部地方整備局 木曽川下流河川事務所
副所長 岡 智明
調査課長 原 幹彦
TEL 0594-24-5715

「特定非営利活動法人 木曾三川ごみの会」について

■木曾三川ごみの会 とは？

◆名 称： 特定非営利活動法人 木曾三川ごみの会

◆代 表： 市川 茂

◆設 立： 平成18年2月

◆活動概要： 木曾三川ごみの会は、木曾三川の河口から上流15kmまでの区間において、定期清掃活動を月2回・毎月1日と15日に行い、すでに活動回数は**300回**を超えています。また、不法投棄監視パトロールも月10回程度、実施しています。

こうした一年を通じての継続した活動は河川管理への貢献のみならず、河川管理者や地域住民の参加もあり、木曾三川下流域の河川環境美化と河川環境改善の意識の啓蒙にも寄与しています。



定期清掃活動300回目の会員及び活動参加者の集合写真
(平成28年11月1日(火))

河川協力団体制度の創設

■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



- ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究



④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



⑤上記に付帯する活動

■河川協力団体に指定されると

◆許可等の簡素化

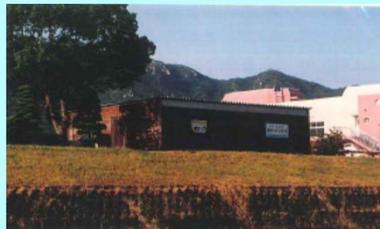
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※ ・工事等の実施の承認（河川法第20条）
- ・土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- ・土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能



【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良

【問い合わせ先】 国土交通省 中部地方整備局 木曽川下流河川事務所 調査課

〒511-0002

三重県桑名市大字福島465

電話：0594-24-5715

◆申請に必要な資格について

●申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第33条の8(※1)に規定する団体(以下「法人等」という。)であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員(役員を含む)が5名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、法人等の設立後5年以上(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動機関を含む。)が経過していること。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 直近一年間の税を滞納していないこと。
- ⑨ 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩ 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

※1) 河川法第58条8第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。